

令和3年10月13日

令和2年度決算特別委員会

公営企業決算審査意見書概要説明資料

神奈川県監査委員

## 目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の着眼点	1
第4	審査の実施内容	1
第5	審査の結果	2
1	決算計数の正確性及び決算表示の明瞭性について	2
2	企業経済性の発揮及び公共福祉の増進について	2
3	経営について	4

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定に基づき、令和3年5月31日付けで提出があった令和2年度神奈川県公営企業決算及び関係書類について審査した結果、同決算に対する意見を合議により次のとおり決定した。

令和3年8月24日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	眞	晴
同	吉	川	知	恵子
同	嶋	村	た	だし
同	て	ら	さ	き
			雄	介

※ 地方公営企業法（抄）

第30条 管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

## 第1 審査の種類

決算審査（公営企業決算）

## 第2 審査の対象

令和2年度公営企業決算審査の対象は次のとおりである。

神奈川県水道事業  
神奈川県電気事業  
神奈川県公営企業資金等運用事業  
神奈川県相模川総合開発共同事業  
神奈川県酒匂川総合開発事業  
神奈川県流域下水道事業

## 第3 審査の着眼点

決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ正確であるかなどに着眼して審査するものである。

## 第4 審査の実施内容

審査は、知事から提出された公営企業決算及び関係書類について、次の点を主眼として行った。

- ① 決算書及び決算諸表について、計数は正確で、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているか
- ② 事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されているか
- ③ 経営について意見書に記載すべきことはないか

審査に当たっては、提出された決算書等とそれぞれの関係諸帳簿及び証書類とを照合し、関係職員に説明を求めるとともに、財務監査（定期監査）、例月出納検査等の結果を踏まえ慎重に行った。

## 第5 審査の結果

### 1 決算計数の正確性及び決算表示の明瞭性について

令和2年度の水道事業ほか5事業の決算書及び決算諸表について、審査した限りにおいて、計数は正確なものであり、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているものと認められた。

### 2 企業経済性の発揮及び公共福祉の増進について

#### (1) 水道事業

- 平成31年3月に策定された「神奈川県営水道事業経営計画」では、これまでに引き続き水道施設の耐震化に計画的に取り組むとともに、新たに、寒川浄水場の浸水対策や揚水ポンプ所の停電対策等に取り組み、危機管理体制の充実を図ることとしている。
- 令和2年度においては、寒川浄水場の浸水対策として、軽度の浸水への対応のため外周及び門扉等出入口の防護工事を行うとともに、揚水ポンプ所の停電対策として、揚水ポンプ所に電気を供給するための移動電源車の配備や可搬型ディーゼル発電機のレンタルによる確保等を行った。
- 災害対応力を充実強化するためには、災害対策訓練などのソフト対策も重要となるが、各水道営業所では、台風や豪雨を想定した独自の訓練は実施されていない。
- 「神奈川県営水道事業経営計画」等に基づき、水道施設の耐震化、寒川浄水場の浸水対策や揚水ポンプ所の停電対策等に引き続き取り組んでいくとともに、各水道営業所においても、台風や豪雨を想定した独自の災害対策訓練を適時適切に実施していく必要がある。
- 浸水想定区域内に所在する水道営業所において、防潮シート等の整備等が行われていなかったり、浸水を想定した訓練が行われていなかったりしている事態が見受けられたことから、これらの水道営業所では、庁舎への浸水も想定して、ハード・ソフト両面から必要な対策を講じていくことが重要である。

#### (2) 電気事業

- 相模貯水池については、上流から流入する土砂により貯水池内の堆砂が進行しているが、堆砂を放置すると貯水池内の河床高が上昇し、上流部で浸水災害を発生させるおそれがあることや、利用可能な水の量が減少することから、堆積した土砂を除去するしゅんせつなどの堆砂対策が必要となっている。
- 企業庁は、「上流域の災害防止」と「有効貯水容量の維持」を目的とした堆砂対策事業を実施しており、令和2年度においては、16万余立方メートルのしゅんせつを実施し、15万余立方メートルの土砂が、建設骨材、養浜材、埋立て材などに有効利用されている。
- 土砂の利用状況をみると、埋立て材へ11万余立方メートルを利用している事業者は、令和4年度までで土砂の利用を終了することとしており、令和5年度以降の新たな利用先は確保されていない状況にあり、埋立て材以外での利用については、各事業者と毎年度協議して利用量を決定している状況で、安定的な利用先が確保されているとはいえない状況である。
- しゅんせつにより発生する土砂について、これまで大量に利用してきた事業者に代わる新たな利用先を確保するなど安定的な利用先の確保を着実に進めていく必要がある。

### (3) 公営企業資金等運用事業

- ・ 地域振興施設等整備事業(自主事業)として整備したプロミティふちのベビルについては、一般財団法人かながわ水・エネルギーサービスを運営主体とし、同法人に一括して貸付けを行っている。
- ・ 同法人に対する貸付料は、平成28年度から令和元年度までは同額に据え置かれていたが、監査委員の意見を踏まえて令和2年4月から約7%増額している。
- ・ 依然として当初見込んでいた貸付料の水準とは相当な開きがあり、本事業における採算性は依然として厳しい状況にあることから、一層の経営改善に努める必要がある。

### (4) 流域下水道事業

#### ア 公営企業会計への移行

- ・ 神奈川県流域下水道事業は、これまで、「改定かながわ下水道21」と「神奈川県流域下水道中期ビジョン」により事業を進めてきたが、令和2年4月から地方公営企業法の規定の一部(財務規定等)を適用し、公営企業会計へ移行した。
- ・ 県では、令和3年3月に「神奈川県流域下水道事業経営ビジョン」を策定し、今後10年間の主要施策と収支の見通し、持続可能な事業運営に向けた取組を示したところである。
- ・ 今後は、「神奈川県流域下水道事業経営ビジョン」に基づき、主要施策を着実に実施していくとともに、計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくことが重要である。

#### イ 災害対策の推進

##### (ア) 施設の耐震化

- ・ 県では、これまで流域下水道施設の耐震化を推進してきており、令和元年度末時点での耐震化率は約65%となっている。
- ・ 「神奈川県流域下水道事業経営ビジョン」では、令和12年度の完了を目指して必要な施設の耐震化を推進するとしており、下水の処理等に係る約100施設のうち、耐震化が図られていない約30施設の対策工事を行うとともに、柳島水再生センターについて、放流口からの逆流を防止するゲートを設置する津波対策を実施することとしている。
- ・ 下水道は、他のライフラインのような代替手段がなく、使用を制限することが極めて困難な施設であることから、「神奈川県流域下水道事業経営ビジョン」に基づき、着実に施設の耐震化に取り組んでいく必要がある。

##### (イ) 施設の耐水化

- ・ 「神奈川県流域下水道事業経営ビジョン」では、電源設備やポンプ設備等の耐水化や、雨天時浸入水対策の強化を図ることとしている。
- ・ 国土交通省からは、被災時のリスクの高い下水道施設について、対策浸水深や対策箇所優先順位等を明らかにした耐水化計画を令和3年度までに策定することが要請されている。
- ・ 耐水化計画を速やかに策定するとともに、その内容に沿って下水道施設の耐水化を進めていくことが重要である。

### 3 経営について

- ・ 6事業のうち、受託事業である相模川総合開発共同事業及び酒匂川総合開発事業の2事業は、いずれも受託収入により実施しているものであり、損益は生じない。
- ・ 今後とも維持管理費の節減に取り組むとともに、効率的な経営に努める必要がある。

その他の4事業については、次のとおり経営に関する意見がある。

#### (1) 水道事業

##### ア 経営状況

- ・ 今後の経営環境は、水需要の減少に伴い、水道料金収入の減少傾向が続くと見込まれる中、水道施設の耐震化等の災害対策を推進する必要があることや、施設の老朽化に伴い更新費用の増大が想定され、厳しい状況が続くと考えられる。
- ・ 県、横浜市、川崎市、横須賀市の各水道事業者及び神奈川県内広域水道企業団の5事業者が連携し、水道システムの再構築に向けて継続して検討を進めており、令和3年3月に、寒川浄水場など3浄水場を廃止し、5事業者全体で8浄水場への再編が最適な施設配置であることを確認した。
- ・ 業務の効率化を図りつつ、効率的な事業運営を行うことで経費削減に取り組むとともに、5事業者が目指す最適な施設配置も念頭に置きつつ、水需要の減少に応じた施設のダウンサイジングや統廃合を行いながら、計画的に施設の更新を進め、適切な補修・維持管理や施設の長寿命化等、中長期的な視点に立った管理運営を通じ、更なる経営改善に努める必要がある。

##### イ 水道料金の一律10%減額

- ・ 企業庁は、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年5月分から同年8月分までの4か月分の水道料金を一律10%減額しており、その影響額は約15億円（税抜き）であるとしている。
- ・ 水道事業の今後の経営環境は、厳しい状況が続くと考えられることから、水道料金収入の減少に直結する今回の施策については、その効果の検証を適切に行うとともに、国庫支出金等による財源確保の可能性を検討する必要がある。
- ・ 企業庁は、水道料金の一律減額を実施したことによる効果について、今回の施策が終了してから1年以上が経過しているにもかかわらず、具体的な検証結果等を示していない状況である。
- ・ 国は、令和2年5月に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の受付を開始しており、この交付金については、新型コロナウイルス感染症対応のための取組である限り、原則として用途に制限はないとされているところ、企業庁は、この交付金を今回の施策の財源の一部とすることについての検討を具体的には行っていなかった。
- ・ 水道料金の一律減額を実施したことによる効果について、速やかに検証結果等を示すとともに、今後、水道料金収入の減少に直結する施策を実施する場合には、その効果の検証を適時適切に行うとともに、国庫支出金等による財源確保の可能性を積極的に検討することが重要である。

## (2) 電気事業

- ・ 水力発電においては、平成21年度から令和5年度までの15年間、発電した電力のほぼ全てを東京電力株式会社に売電する内容の電力受給基本契約を締結している。
- ・ 企業庁は、電力受給基本契約終了後の令和6年度以降の収入の一部を確実に確保するため、令和2年度に開設された容量市場へ毎年度参加することとしており、容量市場を除いた令和6年度以降の売電契約に向けて、令和2年度に次期売電方法についての調査検討業務を委託し、令和4年度末までに新たな売電方法を決定する予定としている。
- ・ 今後も電力システム改革の動向を注視しつつ、将来にわたって安定的な経営が継続できるよう、令和2年度に実施した委託調査結果等を踏まえて、令和6年度以降の売電契約のあり方についての検討を着実に進めていく必要がある。

## (3) 公営企業資金等運用事業

- ・ 令和2年度は、長期貸付金の年度末残高は前年度に比べて38億4,510万余円増加しているが、貸付金の利息収入は、前年度に比べて1,503万余円減少している。
- ・ 預金の利息収入については、前年度に比べて46万余円増加している。
- ・ 公営企業で既往に生じた余剰資金を運用する本事業は、金利の影響を大きく受けることから、今後も金融政策や金利動向を注視しつつ、適切かつ効率的な運用に一層留意する必要がある。

## (4) 流域下水道事業

### ア 経営状況

- ・ 流域下水道事業は、施設の老朽化に伴う改築更新等により、事業費や業務量の増大が見込まれる中、人口減少等に伴う使用料収入等の減少や経験豊富な職員の退職等により、事業運営の厳しさが増すことが懸念されていることから、将来にわたり安定的に事業を継続していくため、こうした経営面の課題に着実に取り組んでいく必要がある。

### イ 包括的民間委託

- ・ 県は、平成26年度から、公益財団法人神奈川県下水道公社に運転管理業務を委託している扇町水再生センターについて、同公社が発注する業務に包括的民間委託を試行的に導入することとした。
- ・ 第1期包括的民間委託において、性能発注方式で技術提案型競争入札を実施したが、入札参加者が1者のみで競争性が確保されておらず、また、人件費と維持管理費について、導入前の状況と比較したところ、約2,600万円のコスト増となっていた。
- ・ 令和元年度からの第2期包括的民間委託については、競争性を確保するよう工夫するとともに、より質の高い業者を選定するため、性能発注方式で条件付き一般競争入札（総合評価方式）に変更したが、業務実績等の資格要件をより限定的にしており、結果として入札参加者は1者のみで、第1期と同様の結果となった。
- ・ 包括的民間委託では、第1期、第2期ともに当初目的としていた複数の業者からの技術提案が実現できず、また、第1期においては経費削減も達成できなかったことから、令和4年度からの次期の委託に当たっては、第2期包括的民間委託の検証結果等も踏まえ、競争性の確保等に留意しつつ適切な契約方式等を検討する必要がある。